

議案第 27 号

愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 5 月 26 日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

愛西市消防団員等公務災害補償条例（平成１７年愛西市条例第１４５号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項第２号中「９，１００円」を「９，７００円」に改め、同号ただし書中「１万４，２００円」を「１万４，５００円」に改め、同条第３項中「又は第３号から第６号までのいずれか」を削り、「２１７円」を「１００円」に、「３３３円」を「３８３円を、第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき２１７円」に改め、同条第４項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表団長及び副団長の項中「１２，５００」を「１２，９００」に、「１３，３５０」を「１３，７００」に、「１４，２００」を「１４，５００」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「１０，８００」を「１１，３００」に、「１１，６５０」を「１２，１００」に、「１２，５００」を「１２，９００」に改め、同表班長及び団員の項中「９，１００」を「９，７００」に、「９，９５０」を「１０，５００」に、「１０，８００」を「１１，３００」に改める。

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行し、この条例（第５条第３項の改正規定（「２１７円」を「１００円」に改める部分に限る。）を除く。）による改正後の愛西市消防団員等公務災害補償条例の規定は、令和７年４月１日から適用する。

（経過措置）

- 改正後の愛西市消防団員等公務災害補償条例第５条第２項及び第３項（第１号に係る部分を除く。）並びに別表の規定は、令和７年４月１日以後に支給すべき事由の生じた愛西市消防団員等公務災害補償条例第５条第１項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第４条第３号に規定する傷病補償年金、同条４号アに規定する障害補償年金及び同条第６号アに

規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

- 3 改正後の愛西市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項（第1号に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。